

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
手術用顕微鏡技術仕様書

1. 調達背景および目的

手術用顕微鏡は脊椎手術において術野を拡大して安全に行うためのものであり、当科では年間800件以上の脊椎手術を顕微鏡視下に行っている。

現在使用している手術用顕微鏡が20年近く使用しているため拡大しても焦点が合わない、ずれる、などの問題が生じており、更新を行うものである。

更新を行う本システムは

- 1、ナビゲーションシステムと連携して安全で正確な手術が可能である。
- 2、内視鏡システムも内蔵しており、顕微鏡で死角になる部分を内視鏡で観察しながら安全に手術をすることが可能である。
- 3、モニタに3D画像を表示することが可能であるためスタッフ全員が術野影像を3次元的に確認しながら手術をサポートすることが可能である。

2. 調達物品および構成内訳

手術用顕微鏡 一式

(構成内容)

1	手術用顕微鏡 (4K3D)	一式
1-1	手術用顕微鏡	一式
1-2	対面用鏡筒セット	一式
1-3	医用 UPS 無停電装置	一式
1-4	術中血管撮影モジュール	一式
1-5	術中腫瘍観察モジュール	一式
1-6	術中画像解析機能観察	一式
1-7	QEVO (Micoro Inspection Tool)	一式
2	3D モニターシステム	一式
2-1	4K 55 インチモニタ	一式
2-2	HD ビデオレコーダー	一式
2-3	15 型ワイド LCD タッチモニタ	一式
2-4	ポータブル HDD	一式
2-5	3D メガネ	一式
2-6	3D メガネアイシールド	一式
2-7	大型モニターカート	一式
2-8	昇降式デスク (UPS 台)	一式
2-9	液晶保護パネル (55 インチ)	一式
2-10	モニタ保護カバー	一式
2-11	接続ケーブル	一式
3	手術用顕微鏡 (HD2D)	一式
3-1	手術用顕微鏡	一式
3-2	対面用鏡筒セット	一式
3-3	医用 UPS 無停電装置	一式
4	3D モニターシステム	一式
4-1	31.5 型ワイド手術用モニタ	一式
4-2	3D /HD ビデオレコーダー	一式
4-3	15 型ワイド LCD タッチモニタ	一式
4-4	ポータブル HDD	一式
4-5	ユニバーサルカート	一式
4-6	LCD プロテクター (31 型対応)	一式
4-7	昇降式デスク (UPS 台)	一式

4-8	モニタ保護カバー	一式
4-9	接続ケーブル	一式
5	ナビゲーションマイクロスコープ インテグレーション	一式
6	術中モニタリング装置	一式
7	動画編集用パソコン	一式
7-1	動画編集用ノートパソコン	一式
7-2	ソフトウェア	一式

※ 上記の他、搬入・据付・撤去・配線・手術室既存システムとの接続（接続に要する経費を含む。）調整等を含む。

3. 技術的要件の概要

- (1) 本件調達物件に係る性能、機能(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、広島市病院事業局技術仕様委員会において、入札機器に係る技術仕様書その他入札説明書で求められる提供資料の内容を審査して行うものとする。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。

4. その他

・仕様に関する留意事項

- (1) 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- (2) 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- (3) 入札時点で原則製品化された提案機器・ソフトウェアについて、開札後納品までの期間に後続の機種等（ソフトウェアのバージョンアップを含む。）の製品化により同機種等に変更することを希望する場合は、当該機器等が仕様内容を満たすこと及び応札価格に変更が生じないことを条件に本院と協議し、承諾を得ること。

・提案に関する留意事項

- (1) 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。
- (2) 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- (3) 提案された内容について、ヒアリングを行う場合がある。